

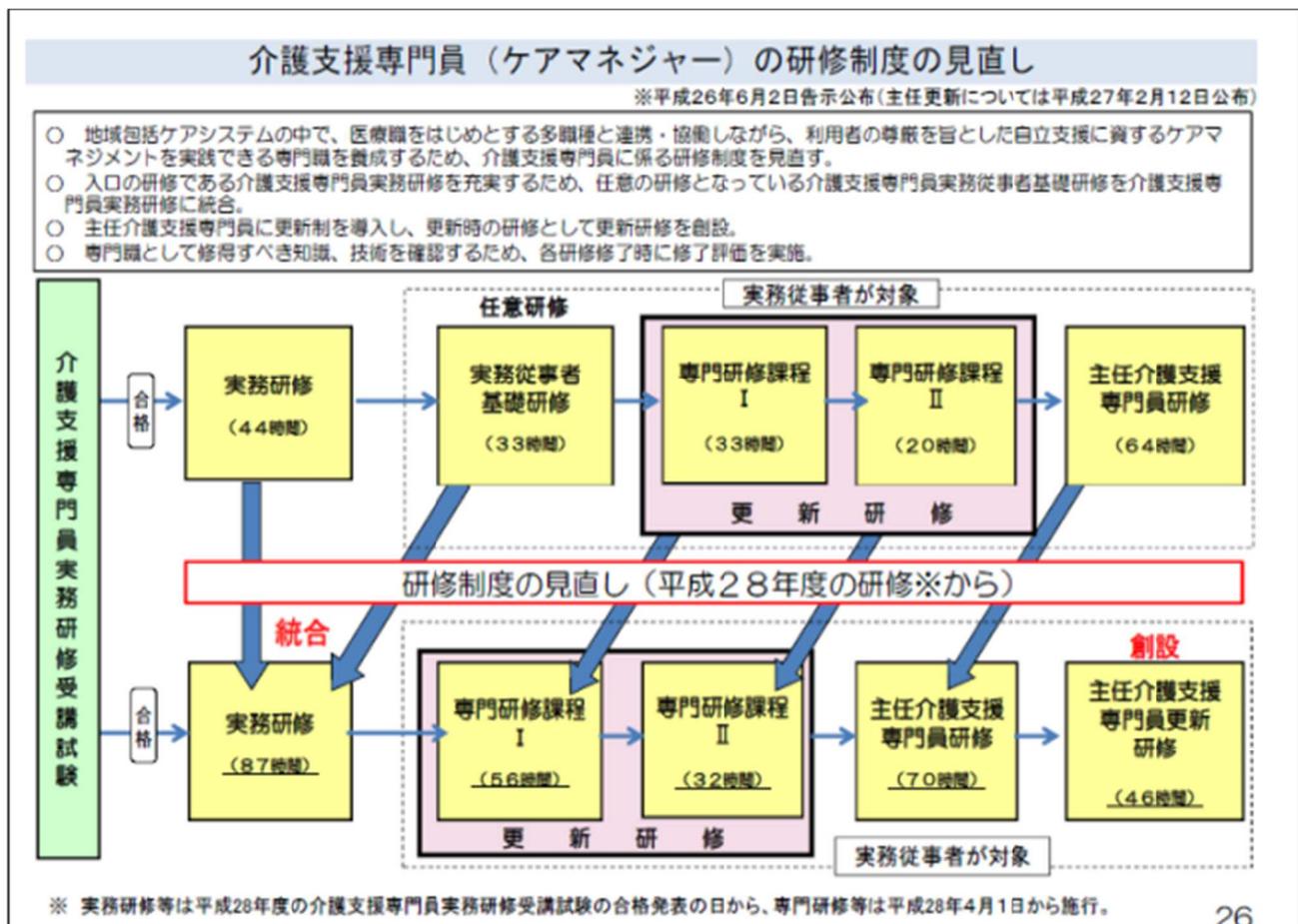
平成 28 年度以降の介護支援専門員研修体制

1) 介護保険法 第 69 条の 3 4 (介護支援専門員の義務)

- 1 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなくてはならない。
- 2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。
- 3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

※ 平成 26 年 6 月 18 日に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づく介護保険法一部改正により法第 69 条の 3 4 第 3 項の規定が新設された。

2) 平成 28 年度の研修制度の見直し



介護支援専門員実務研修の見直しについて

研修課題目 (介護支援専門員実務研修)		時間
講義	介護保険制度の理念と介護支援専門員	2
	介護支援サービス (ケアマネジメント) の基本	2
	要介護認定等の基礎	2
	介護支援サービス (ケアマネジメント) の基礎技術	
	受付及び相談と契約	1
	アセスメント、ニーズの把握の方法	2
	居宅サービス計画等の作成	2
	モニタリングの方法	2
	実習オリエンテーション	1
	介護支援サービス (ケアマネジメント) の展開技術	
相談面接技術の理解	3	
地域包括支援センターの概要	2	
演習	介護支援サービス (ケアマネジメント) の基礎技術	
	アセスメント、ニーズの把握の方法	4
	アセスメント、居宅サービス計画等作成演習	6
	居宅サービス計画等の作成	4
	介護予防支援 (ケアマネジメント)	4
	介護支援サービス (ケアマネジメント) の展開技術	
	チームアプローチ演習	3
意見交換、講評	1	
実習	介護支援サービス (ケアマネジメント) の基礎技術に関する実習	
合計		44

任意研修であった実務従事者基礎研修を統合 (一実務研修の充実)

研修課題目 (介護支援専門員実務従事者基礎研修)		時間
講義	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	3
	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方	7
	ケアマネジメント演習講評	6
演習	ケアマネジメント点検演習	14
	研修を振り返っての意見交換、ネットワーク作り	3
合計		33

研修課題目 (新・介護支援専門員実務研修)		時間
講義	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	3
	ケアマネジメントに係る法令等の理解 (新)	2
	地域包括ケアシステム及び社会資源 (新)	3
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義 (新)	3
	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理 (新)	2
	ケアマネジメントのプロセス (新)	2
	実習オリエンテーション	1
	自立支援のためのケアマネジメントの基本	6
	相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	4
	利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意 (新)	2
介護支援専門員に求められるマネジメント (チームマネジメント) (新)	2	
ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術		
受付及び相談並びに契約	1	
アセスメント及びニーズの把握の方法	6	
居宅サービス計画等の作成	4	
サービス担当者会議の意義及び進め方 (新)	4	
モニタリング及び評価	4	
実習振り返り	3	
ケアマネジメントの展開 (新)		
基礎理解	3	
脳血管疾患に関する事例	5	
認知症に関する事例	5	
筋骨格系疾患と廃用症候群に関する事例	5	
内臓の機能不全 (糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等) に関する事例	5	
看取りに関する事例	5	
アセスメント、居宅サービス計画等作成の総合演習 (新)	5	
研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	2	
実習	ケアマネジメントの基礎技術に関する実習	
合計		87

介護支援専門員専門研修の見直しについて

研修課題目 (専門研修Ⅰ)		時間
講義	介護保険制度論	2
	対人個別援助	2
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	1
	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方	3
	保健医療福祉の基礎理解「高齢者の疾病と対処及び主治医との連携」	4
	保健医療福祉の基礎理解「社会資源活用」	3
	保健医療福祉の基礎理解「人格の尊重及び権利擁護」 ※	2
	保健医療福祉の基礎理解「リハビリテーション」 ※	3
	保健医療福祉の基礎理解「認知症高齢者・精神疾患」 ※	3
	サービスの活用と連携「訪問介護・訪問入浴介護」 ※	3
	サービスの活用と連携「訪問看護・訪問リハビリテーション」 ※	3
	サービスの活用と連携「居宅療養管理指導」 ※	3
	サービスの活用と連携「通所介護・通所リハビリテーション」 ※	3
	サービスの活用と連携「短期入所・介護保険施設」 ※	3
	サービスの活用と連携「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」 ※	3
	サービスの活用と連携「福祉用具・住宅改修」 ※	3
演習	対人個別援助技術 (ソーシャルケースワーク)	
合計		33

研修課題目 (専門研修Ⅱ)		時間
講義	介護支援専門員特別講義	2
	介護支援専門員の課題	3
	「居宅介護支援」事例研究 ※1	6
	「施設介護支援」事例研究 ※2	6
演習	サービス担当者会議演習	3
	「居宅介護支援」演習 ※1	6
	「施設介護支援」演習 ※2	6
合計		20

研修課題目 (専門研修Ⅰ)		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	3
	対人個別援助技術及び地域援助技術	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践 (新)	4
	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習 (新)	2
	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	12
	ケアマネジメントの演習 (新)	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
	認知症に関する事例	4
入退院時等における医療との連携に関する事例	4	
家族への支援の視点が必要な事例	4	
社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4	
状態に応じた多様なサービス (地域密着型サービス、施設サービス等) の活用に関する事例	4	
研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り (新)	2	
合計		56

研修課題目 (専門研修Ⅱ)		時間
講義・演習	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	4
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 (新)	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
	認知症に関する事例	4
	入退院時等における医療との連携に関する事例	4
	家族への支援の視点が必要な事例	4
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4
	状態に応じた多様なサービス (地域密着型サービス、施設サービス等) の活用に関する事例	4
	合計	

主任介護支援専門員研修の見直しについて

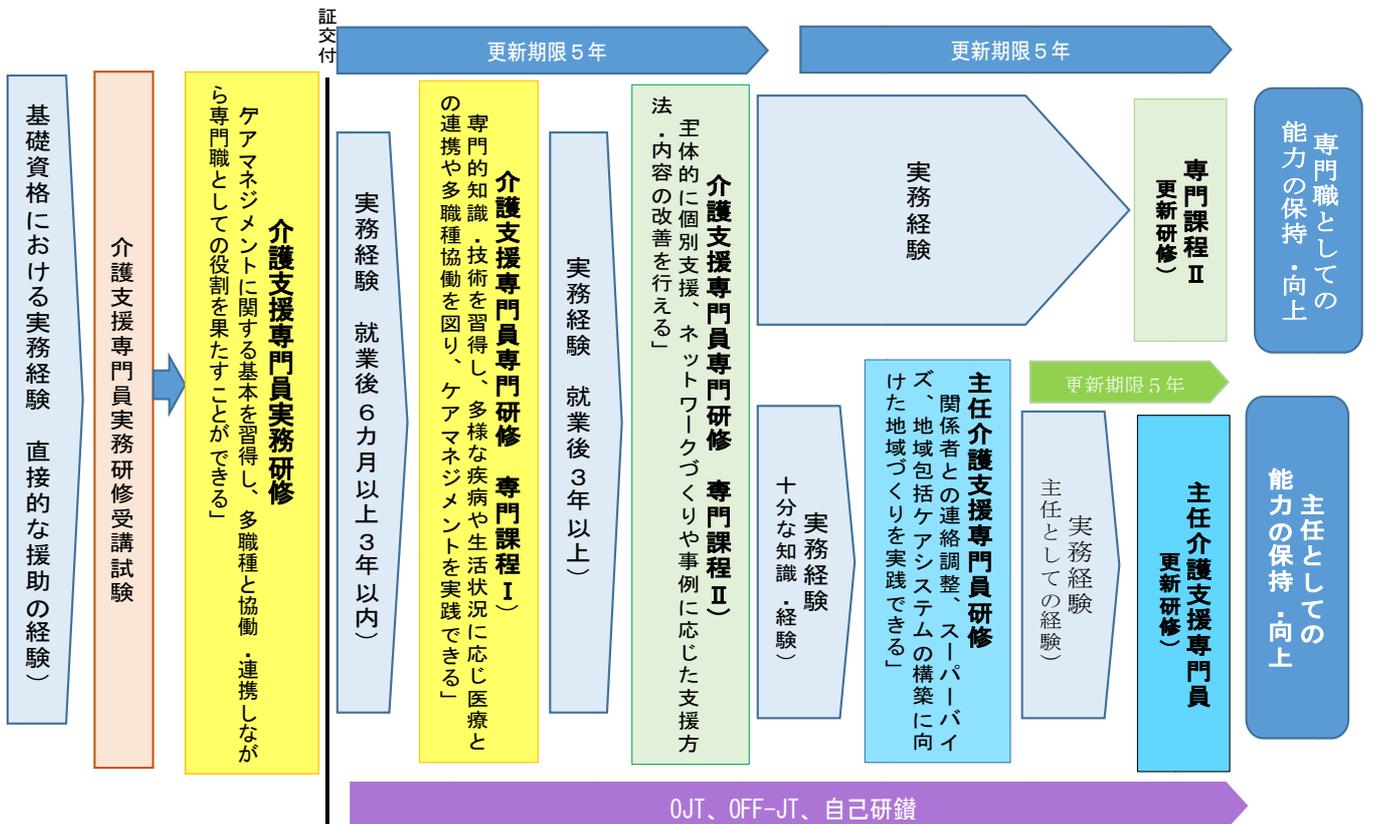
	研修課目	時間
講義	対人援助者監督指導（スーパービジョン）	6
	地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	3
	人事・経営管理に関する講義	3
	主任介護支援専門員の役割と視点	5
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	3
	ターミナルケア	3
	人事・経営管理	3
	サービス展開におけるリスクマネジメント	3
演習	対人援助者監督指導	1 2
	地域援助技術	3
	事例研究及び事例指導方法	1 8
	合計	6 4

	研修課目	時間
講義	主任介護支援専門員の役割と視点	5
	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	2
	ターミナルケア	3
	人材育成及び業務管理	3
	運営管理におけるリスクマネジメント	3
講義・演習	地域援助技術	6
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現（新）	6
	対人援助者監督指導	1 8
	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	2 4
	合計	7 0

主任介護支援専門員更新研修として創設

	研修課目	時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向（新）	4
講義・演習	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践（新）	
	リハビリテーション及び福祉用具活用に関する事例	6
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	6
	認知症に関する事例	6
	入退院時等における医療との連携に関する事例	6
	家族への支援の視点が必要な事例	6
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	6
	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービスや施設サービス等）の活用に関する事例	6
	合計	4 6

介護支援専門員の養成の全体像



3) 香川県における研修体系等 (案)

	研修名	研修対象者	平成28年度以降(案)
1	実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	87時間 +実習
	更新研修 (実務経験者)	・以前に実務経験があるが、現在、介護支援専門員の実務に従事していない者で、今後、実務につく予定の者 ・現在、介護支援専門員の実務に従事しているが、法定研修が未受講である者	54時間
	更新研修 (実務未経験者)	有効期間(5年)の間で、介護支援専門員の実務経験がないが、今後、実務に就く予定の者	84時間
	再研修	専門員証の有効期間が満了しているが、今後実務につく予定の者	84時間
3	専門研修課程 I	介護支援専門員の業務に従事している者 ↳ (介護支援専門員証の有効期間内) 専門研修課程 I : 就業後6カ月以上の者 専門研修課程 II : 専門研修課程 I を修了し、就業後3年以上の者	56時間
4	専門研修課程 II	専門研修課程 I、II (スキルアップ研修: 上記就業年数要件) (更新に係る研修: 有効期間満了1年以内)	32時間
5	主任介護支援専門員研修	利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できている介護支援専門員 (要件の詳細は省略)	70時間
6	主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する主任介護支援専門員 (要件の詳細は省略)	48時間

4) 主任介護支援専門員に関すること

(1) 主任介護支援専門員の更新について

☆平成28年度から主任介護支援専門員の更新制度(5年)が導入されます。

★平成28年度の主任介護支援専門員研修から修了証明書に有効期間が明記されます。

☆平成27年度までの主任介護支援専門員の有効期間と更新研修受講年度

主任介護支援専門員研修 修了年度	有効期間満了日	更新研修受講年度
平成18年度～平成23年度 (平成24年3月末までの修了証明書)	平成31年3月31日	平成28, 29, 30年度
平成24年度～平成25年度 (平成26年3月末までの修了証明書)	平成32年3月31日	平成30, 31年度
平成26年度 (平成27年2月9日の修了証明書)	平成32年2月8日	平成30, 31年度
平成27年度 (平成28年2月10日の修了証明書)	平成33年2月9日	平成31, 32年度

(2) 主任介護支援専門員の研修と有効期間について

- ・主任介護支援専門員の資格を更新するために、主任介護支援専門員更新研修を修了しておく必要があります。(更新研修は、有効期間満了のおおむね2年前から受講することができます。)
- ・主任介護支援専門員の資格を消失した場合であって、主任介護支援専門員の資格が必要な場合は、再度、主任介護支援専門員研修を受講する必要があります。
- ・主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、介護支援専門員更新研修(専門研修課程Ⅱ)を修了したものとみなします。
- ・主任介護支援専門員更新研修修了により、主任介護支援専門員の資格の有効期間は5年間延長され、同時に介護支援専門員証の有効期間の更新手続き(申請)をすることにより、員証も同期間で延長されます。
- ・主任介護支援専門員は、更新研修受講に必要な要件をご確認の上準備をお願いします。
(介護保険最新情報 Vol. 419 介護支援専門員資質向上事業実施要綱 別添6 参照)
県の要項等については、随時、「介護支援専門員支援情報」等で周知いたします。

例) Aさんの研修受講と更新の流れ

- ・介護支援専門員証有効期間：～H29. 3. 31
 - ・主任介護支援専門員研修修了日：H28. 10. 3 (有効期間 H28. 10. 3～H33. 10. 2)
 - ①介護支援専門員専門研修課程Ⅱを受講し、介護支援専門員証の更新：H29. 4. 1～H34. 3. 31
 - ②主任介護支援専門員更新研修修了日：H32. 12. 10 (有効期間は H33. 10. 3 ～H38. 10. 2)
- 介護支援専門員証の有効期間の更新申請により、員証の有効期間は H38. 10. 2 に延長される。

		H28.10.3			H33.10.3			H38.10.3		
主任資格			主任介護支援専門員資格(5年)		主任介護支援専門員資格(5年)		主任介護支援専門員資格(5年)			
主任等研修		主任研修		主任更新研修②		主任更新研修③				
介護支援専門員証	介護支援専門員証 (5年)		介護支援専門員証 (5年)		★主任の資格の更新により 介護支援専門員証も延長		介護支援専門員証 (5年)			
介護支援専門員研修		専門Ⅱ①								
		H29.3.31	H29.4.1		H34.3.31			H38.10.3		

(3) 介護支援専門員実務研修実習に関する協力依頼について

- ・平成 27 年度の報酬改定により、特定事業所加算の見直しが実施され、「法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど人材育成への協力体制の整備」が必須要件となっています。
- ・実務研修の実習は、実習期間中に受講生を同行して業務の見学等させるものであり、主任介護支援専門員を中心に管理者や事業所の協力体制が必要です。
- ・平成 28 年 4 月以降に、事業所に依頼する実習内容の説明と協力の可否について照会する予定です。
(事業所に依頼する実習内容の詳細は、現在検討中)

(4) その他

主任介護支援専門員更新研修の受講要件として、指導事例の提出が必須となります。介護支援専門員に対する助言等を実施した場合は、指導や助言内容等について記録を必ず残してください。後日、記録に関する参考様式(案)を「介護支援専門員支援情報」に掲載する予定ですので、確認の上ご活用ください。

介護支援専門員研修体系(平成28年度以降)

